

## 千葉市立海浜病院看護師特定行為研修管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉市立海浜病院において、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1条に規定する特定行為及び同行第4号に規定に基づく特定行為研修の実施に関し、必要な事項を定めるため、千葉市立海浜病院看護師特定行為研修管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 特定行為区分毎の特定行為研修の計画書の作成に関する事
- (2) 2以上の特定区分について、特定行為研修を行う場合の特定行為計画の相互間の調整に関する事
- (3) 受講者の履修状況の管理に関する事
- (4) 修了の際の評価等に関する事
- (5) 特定行為研修の実施の統括管理に関する事
- (6) 看護師特定行為実施要領の作成に関する事
- (7) その他、特定行為及び特定行為研修に関する事

2 委員会は、看護師が特定行為を行う場合に、特に必要とされる実践的な理解力・思考力・判断力及び高度かつ専門的な知識・技術の向上について、特定行為区分毎に厚生労働省令（平成27年厚生労働省令第33号）で定める基準に適合するよう調整する。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副院長
- (2) 特定行為研修責任者
- (3) 医療安全室長
- (4) 看護部長
- (5) 副看護部長（教育担当）
- (6) 薬剤部長
- (7) 臨床工学技士 1名
- (8) 特定区分毎の指導医 各1名
- (9) 事務長
- (10) 医事室長
- (11) その他院長が必要と認める者  
(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、院長が指名した副院長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長の指名による。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長が職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、第2条第1項第4号について審議する際は、各区分に応じた外部の有識者を招き、審議しなければならない。
- 4 委員は、やむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、代理者を出席させることができる。
- 5 委員会の議事は、出席委員（第3項の外部有識者及び前項の代理者を含む。）の過半数の同意で決する。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(合同会議の開催)

第6条 委員長は、第2条第1項及び同条第2項に規定する所掌事務を遂行するにあたり、他の施設の協力が必要な場合は、当該施設との合同会議を開催し、特定行為研修の質を維持しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。